

平成28年度前期（第4期）官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～ 学内募集要項

独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）が募集する「平成28年度前期（第4期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」に申請を希望する方は、本学内募集要項に沿って、申請書類を提出してください。

記

1. 応募資格

「平成28年度前期（第4期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～募集要項」の「9. 派遣留学生の要件」を全て満たし、かつ次の全ての条件を満たす者。（家計基準については、JASSO ホームページ（<http://www.jasso.go.jp/saiyou/daigaku.html>）を参照すること。）

- ・ 申請時点において、本学に在籍している者
- ・ 留学期間の全部について、本学に在籍する者
- ・ 希望する留学地域・国が、外務省海外安全ホームページにおいて「渡航の是非の検討」、「渡航の延期」又は「退避勧告」と指定されている地域・国でない者

2. 申請書類

No.	書類名	提出書類媒体	提出方法
①	留学計画書 ※1	Excel ファイル	メール
②	自由記述申請書 ※2	PDF ファイル	メール
③	受入機関からの受入れ許可証等、 計画の実現性を証明できる文書等の写し ※3 ※4	PDF ファイル	メール
④	経済状況申告書，収入証明書一覧表，収入に関する証明書類の写し	紙	持参／郵送
⑤	留学先地域・国に関する外務省の「海外安全ホームページ」の写し	紙	持参／郵送
⑥	申請書類等チェックリスト	紙	持参／郵送

【ファイルダウンロード先】

① : トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムホームページ <http://tobitate.jasso.go.jp>

⑤, ⑥ : 国際課ホームページ <http://international.hit-u.ac.jp/jp/abroad/jasso/>

※1 : 枠の変更，シートの削除等の改変は行わないこと。ファイルサイズ：2MB以内。

※2 : ファイルサイズ：2MB以内，書類サイズ：A4タテ，ページ数：2ページ以内

※3 : 受入れ許可証等は、提出任意となる。申請時に既に用意できている場合のみ提出すること。

※4 : 日本語、英語以外の言語の記載である場合、受入れ許可に係る部分（機関名や受入れ期間等）に和訳つけること。

3. 提出期限

(1) メールおよび持参：平成27年10月14日（水）午後12時00分（期限厳守）

(2) 郵送：平成27年10月13日（火）必着

※提出期限を過ぎた場合は、如何なる理由があっても受理しない。

4. 提出方法および提出先

(1) 電子媒体

申請ファイル一式をメールにて提出すること。

【ファイル名】

申請書類①：「学籍番号」＋「申請書類 1.xlsx」 (例：9999999z 申請書類 1.xlsx)

申請書類②：「学籍番号」＋「申請書類 2.pdf」 (例：9999999z 申請書類 2.pdf)

申請書類③：「学籍番号」＋「申請書類 3.pdf」 (例：9999999z 申請書類 3.pdf) ※提出する場合

【メール件名】

「【第4期トビタテ】申請書類提出(氏名)」 (例：【第4期トビタテ】申請書類提出(一橋花子))

【提出先】

国際課 int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp

(2) 紙媒体

申請書類一式を下記まで持参もしくは郵送にて提出すること。

【提出先】

一橋大学学務部国際課

〒186-8601 東京都国立市中2-1 東キャンパス 国際研究館1階

5. 本制度による派遣留学生の義務

- (1) 本学が主催する「危機管理セミナー」へ必ず参加すること。
- (2) 留学期間の全部において、下記の最低補償条件を満たす海外旅行保険に必ず加入すること。派遣先大学等で別途現地の保険への加入を義務づけられる場合も例外としない。なお、留学期間中の事故および疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担とする。

補償期間	留学期間全日（出発日から帰着日まで）	
最低補償条件	傷害死亡	補償限度額 3,000万円
	後遺障害	補償限度額 3,000万円
	疾病死亡	補償限度額 3,000万円
	治療・救援費用	補償限度額 3,000万円
	賠償責任	補償限度額 1億円

- (3) 学部生は国際課、大学院生は各研究科等事務室にて、留学の手続きを行うこと。
- (4) その他本学およびJASSOが定める手続きや報告等を遅滞なく行うこと。
- (5) 派遣留学生は、留学先国における日常的なリスクに対応するために、本学が指定する海外携帯電話レンタルサービスに加入すること。
- (6) 他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認し、応募時に申告すること。

6. 留意事項等

- (1) 海外留学に関する情報収集等にあたっては、公的な留学情報機関である JASSO のホームページや海外でのトラブル防止に役立つ世界の治安情勢や滞在中の留意点などの安全情報を提供している外務省の「海外安全ホームページ」の情報提供サービス等を活用すること。
- (2) 本制度による支援期間および支援内容と本学が実施する派遣留学プログラム（一橋大学海外派遣留学制度およびグローバルリーダー育成海外留学制度等）による支援期間および支援内容が重複する場合は、必要に応じて、本学の派遣留学プログラムによる奨学金の減額を行う。

- (3) JASSO が開示している募集要項および応募の手引等をよく読んだ上で応募をすること。
(4) 留学計画書については、本学教員等の指導を受けた上で提出すること。

7. 問合せ先

学務部国際課学生交流係

電話：042-580-8763 E-mail：int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp

以上

平成 27 年 7 月
学務部国際課